

「靴載置用棚板」事件

知財高裁平成23年（ネ）第10035号事件（平成24年3月14日判決）
原審・大阪地方裁判所平成22年（ワ）第8024号

<キーワード>

置換可能性

<抜粋>

本件考案の技術的意義は、棚板を跳ね上げて靴を容易に取り出すことができるほか、棚板は必要に応じて着脱可能であって、希望する位置に設置することが可能であるのみならず、横棧部材をガイドにして、棚板を横棧部材に取り付けたまま横にスライドさせたり、棚板を横棧部材に付け替えたりすることによって、ブーツのような丈の長いものを避けた場所に棚板を設けることができることにあり、そのために、横棧部材を靴収納庫に設置したままの状態を着脱可能な形態の掛合部を採用するものである。そして、本件考案における「掛合部」の形状を、被控訴人各商品のように横棧部材を貫通させる穴の形状に置き換えると、横棧部材を取り外さない限り、棚板を着脱することができないことは、先に述べたとおりである。

したがって、被控訴人各商品は、上記②の均等の要件を充足するものと認めることはできない。

この点について、控訴人は、本件考案の中核的な作用効果は、靴収納庫内に設けられた靴収納用棚板の上下に靴を収納する従来技術において、棚板下部に収納した靴が取り出しにくいという課題を解決するため、同棚板が接合されている靴収納庫内の横棧部材を回転中心として跳ね上げ姿勢の体勢をとることができるようにし、あるいは同棚板を横棧部材の長手方向に摺動可能としたことにあるなどと主張する。

しかしながら、本件考案は、靴の取り出しの困難性を解消することのみならず、効率的に靴の収納スペースを確保することをも目的とするものであることは、本件明細書の記載から明らかである。控訴人の主張は、本件考案の目的のうち、その一部のみを恣意的に取り上げて強調するものにすぎず、相当ではない。